

令和6年度 香川県青少年問題協議会議事録

1 開催日時 令和7年1月15日（水）14:00～15:50

2 開催場所 香川用水記念会館 多目的室

3 出席者

（委員）

（五十音順・敬称略）

機関・団体名等	氏 名
香川県弁護士会所属弁護士	相本 茉樹
香川県臨床心理士会会長	岡 悦子
香川大学教育学部教授	小方 直幸
香川県 PTA 連絡協議会事務局長	紫和 恵理子
高松家庭裁判所首席家庭裁判所調査官	田中 一男
特定非営利法人さぬき自立支援ネットワーク理事	仁木 彩乃
香川県少年団体協議会会長	渡邊 浩三

（事務局）

健康福祉部 子ども政策推進局長 井手下 慶博

子ども政策課

課 長 和田 朝子

課長補佐 池田 豊、 副主幹 熊野 真美

（関係課）

総務部 知事公室 国際課

課長 土居 義昌

商工労働部 労働政策課

課長補佐 岡村 武典

健康福祉部 子ども政策推進局 子ども家庭課

課長補佐 田村 真佐司

健康福祉部 障害福祉課

課長補佐 畑本 武

県教育委員会事務局 義務教育課

課長補佐 林 聖士

県警察本部 人身安全・少年課

課長補佐 倉山 弘

4 会 次 第

(1) 会長、副会長の選任

(2) 「かがわ 子ども・若者育成支援ビジョン」による青少年行政施策について

・（各課より説明）

健康福祉部子ども政策推進局子ども政策課、県教育委員会事務局義務教育課、

商工労働部労働政策課、健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課、県警察本部人身安全・少年課、健康福祉部障害福祉課、総務部知事公室国際課

・質疑

(3) ・その他

5 議事

事務局 (子ども政策課)	・ただ今から、令和6年度 香川県青少年問題協議会を開催する。 開会にあたり、香川県健康福祉部子ども政策推進局長 井手下より挨拶。
井手下局長	・挨拶
事務局	・議題1の会長、副会長の選任案件について、本日は委員改選後初めての会議になり、香川県青少年問題協議会条例第4条・5条の規定により、会長及び副会長を互選していただきたい。
紫和委員	・会長は、教育学がご専門で、教育分野に詳しい香川大学の小方委員にお願いしてはいかか。 また副会長は高松家庭裁判所で少年事件等を担当されている田中委員にお願いしてはいかか。
出席委員	・小方会長、田中副会長選出了承
事務局	・当協議会の議事は公開となる。協議会開催を一般に周知したところ、傍聴希望者はいなかった。 ・これより先の議事の進行を小方会長にお願いする。
小方会長	・議事を始める。 ・次第に従い、議題1の「かがわ 子ども・若者育成支援ビジョン」における青少年行政施策について、各課から説明をお願いする。 ・まず、子ども政策課より、全体の施策の説明と続けて課の説明をお願いする。
子ども政策課	・「かがわ子ども・若者育成ビジョン」における青少年行政政策について (資料④、資料5-①に基づき説明)
小方会長	・質疑は、すべての課の説明が終わってからとしたい。 続いて、県教育委員会 義務教育課の説明をお願いする。
義務教育課	・義務教育課施策の概要について (資料5-②に基づき説明)
小方会長	・労働政策課の説明をお願いする。
労働政策課	・地域若者サポートステーションについて (資料5-③に基づき説明)
小方会長	・子ども家庭課の説明をお願いする。
子ども家庭課	・児童虐待防止対策の推進について

	(資料5－④に基づき説明)
小方会長	・ 県警察本部人身安全・少年課の説明をお願いします。
人身安全・少年課	・ 青少年健全育成に関する施策の取組みと現状について (資料5－⑤に基づき説明)
小方会長	・ 障害福祉課の説明をお願いします。
障害福祉課	・ 令和6年度ひきこもり対策事業及び令和6年度自殺予防対策の取組みについて (資料5－⑥に基づき説明)
小方会長	・ 最後に、国際課の説明をお願いします。
国際課	・ 国際課施策の概要について (資料5－⑦に基づいて説明)
小方会長	・ 説明について御意見・御質問があれば、お願いします。
仁木委員	・ 資料5の③で、私もサポステに勤めているが、就職するためには体力が必要であり、みんなで集まってスポーツしたいが、なかなかそういう場所もないという相談が来ている。 あと、現場で感じるのがサポステに来る人たちが、就職後もなかなか結婚することがないという課題である。さらに子どもを産むところまでたどり着くのがレアケースである。就職者のうち、正社員になっている人は、一握りで、結婚も難しく、子育てするところまでなかなか行きつかないため、若者が家庭を持つための支援も今後必要になってくると感じている。サポステでは、就労はしたが、結婚していない人たちへの支援も実施している。また就職氷河期の人、就労も大変不安定なうえに、結婚までたどり着かない人が本当に多いため、県としても、今後施策を講じたほうがいいのか。
労働政策課	・ 1点目の体力づくりとして、散歩は有効である。本当は、地域の方と楽しんで触れ合っているところだろうと思う。関係機関が集まるネットワーク会議では、相談している現場を知り合いの方に見られたくないという意見もよく伺います。地域に集まっているよりは、少し地域から離れたところで、何かイベントなど、事業の中で組み入れられないか、宮武代表などにもご意見もお伝えしながら、来年度以降で具体的にどういうふうなことができるのか、持ち帰らせてほしい。 2点目の就職から結婚に至るところは、働くのが精一杯なのだと思う。対人の接客とかだと、いろいろ話をされる中で、友達ができて、付き合いができてというところで繋がっていくと思うが、なかなかそうではないという方も多い実情がある。県でも、その意思を持ってさえいれば、繋がり、結婚に至るケースはあると思うので、まずは就労をして、そのあとのステップとして、家庭を築いていけることを、組み入れてできるような形を、検討してまいりたい。

相本委員	3点ほど意見、質問がある。 家族の揉め事は仕事の割合が多く、親が離婚等で揉めている家で話を聞くと、子どもが、不登校や部屋から出てこない割合が多いと思う。小中学生は、学校の先生だけでなくスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーで解決していく体制をとっていると思うが、お母さん方にも、そういうところへの相談を促す中で、カウンセラーやソーシャルワーカーは、子どもの話は聞いてくれるが、親の話を聞いてくれるという認識がなく、おそらく学校における周知がないと思う。児童相談所の心理士さんにヘルプを求めるお母さんもいたが、数が少なく、数か月待ちである。手段として現実的ではなく、学校の中で子どもの悩み事、親の悩み事を一緒に解決できたらいい。ソーシャルワーカー、カウンセラーの対象に入っていないのであれば親も含めて周知してほしい。子どもの問題を解決するためには、親の話を聞くのが実は近道かもしれない。 2点目、SNSの揉め事も相談で多い。LINEとか、InstagramのDM等で、裸の写真を送らせたり送ったりというトラブルである。香川県警の方に質問だが、SNSを通じてのやり取りがトラブルになると圧倒的に子どもの方が知識もある。アカウントだけ7つぐらい持っており、それを使い分けて、各種悪さに利用する知識である。 現場の方のSNSに対する知識や対策について、どのように皆さんがアップデートのための研修を行っているのか聞きたい。また、男女間トラブルで、写真や動画を送りあって、後からずれが生じて、拡散する。高校生の中でのそういうSNSのトラブルは、今どの課がどのように対策されているのか聞きたい。
義務教育課	基本的には学校、カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、広範囲とすれば教育相談担当の教員だと思うが、現場によっていろいろと違いがあるかもしれない。カウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、子ども対象だが、学校では、教育相談担当のコーディネートする先生方が、その親ともつなぎながら対応を行っている。今後、周知や繋ぎ方に関して、周知、研修、さらには支援等々も必要。
人身安全・少年課	- ネットの知識は、遥かに小・中学生の方が知識がある。県警内ではサイバー検定制度を設けており、全警察官が対象である。初級中級上級があり、知識を身につけるよう、底上げを図っている。 - ただ、追いつかないところがあり、その場合は本部にエキスパートであるサイバー犯罪対策課があるので、相談をしたり、警察署に派遣して、携帯電話を解析したりといった対応をするようにしている。 - もう1点の裸の画像を送るトラブルがすごく増えていて、交際中がいいが、別れたら、画像を使った脅迫になることがある。警察は、まずは検挙の面で考えるので、生活安全捜査課やサイバー犯罪対策課が対応する。裸の子どもを撮影すると、児童ポルノの法律に違反したり、リベンジポルノ防止法違反になる場合があるので、被害者の意見を聞いたうえで事件化を検討する。人身安全・少年課では、少年非行の防止教室をやっているが、その内容は年々アップデートを図るようにしており、小・中学生対象に、SNSのトラブルも事例を挙げて、わかりやすく説明するようにしている。 ・もう1つは、サイバーパトロールで、警察のパソコンでSNSを巡回して、援助交際希望の書き込みや裸の画像をアップしているような投稿があれば、投稿に対して、警察からリプライで警告のメッセージを相手に送る。書き込みが消えたらいいが、消えない場合は、該当の管理者に対して削除依頼をするなど、警察でできることをしている。手口も、いろいろな手口がどんどん新しく出てくるので、対応できるように努力している。

紫和委員	・SNSの話で、生涯学習・文化財課が委嘱している、さぬきっ子安心安全ネット指導員が、いろいろな小学校で学習会を行うが、以前は保護者を対象にした学習会であったが、最近、子どもと保護者の両方に伝えてほしいということで、一緒に参加している学習会が多くなってきた。子どもたちは、先生がスーパーで買い物をしているのを見つけ、それを写真に撮ってSNSに回すことが、盗撮という悪い行為だと理解していないという情報を先生からお聞きし、子どもたちにそれが駄目だと直接伝える機会が最近増えた。子どもたちに話すことによって、世の中にはいい大人ばかりじゃないということも、学習会で伝えている。
小方会長	・貴重な体験談だった。大学もDX化等で、ICT機器の使い方等をやっている。SNSも一部いじめの授業でやっているが、幅広く、将来の教員に対して、まだまだ教育できてないところもあるので、参考になる意見だった。
岡委員	・各課の方の取組みを聞いて、頑張ってやっていただいていると思った。県内でも、日本語ではない言語の方が、どこにでも見受けられ、その子どもさんへの教育にも配慮して、国際課がアイパルから先生を派遣していると今回知った。時代の流れや世の中の変化のニーズにあわせて、施策を考えていただいているというのが実感。 過去に児童相談所に勤めていた際、職員が虐待事案等に懸命に対応していたし、現在もそうだと思うが、乳児遺棄殺人事件が県内でもあったのが気になっている。子どもは、育てられる人に大切に育ててもらえれば命を失うことなく母親も犯罪者にもならない。里親制度で今、香川県内でどれぐらい新生児委託（赤ちゃん縁組）が、できているのか教えてほしい。
子ども家庭課	・昨年度の特別養子縁組の成立件数は、5件
田中委員	・家庭裁判所では、少年事件の関係では14歳以降の少年を受けるのが中心、厳密に言うとその前の少年もないことはないが、その観点でいうと義務教育課の13歳の自律教室について、どの辺りを中心に力を入れているか、規模を教えてください。
義務教育課	・この事業は、中学校1年生が対象。ほぼすべての中学校が、13歳の自律教室を希望しており生徒指導グループで行っている。14歳になったら逮捕される年齢で、例えば、同じ物を盗んで捕まった2人が2人とも中学校2年生だが1人は逮捕され、1人は補導された。これは何が違うかということで問いかけている。 生徒からは、盗んだものが違うとか、逃げた距離が長い短いとか、この子は正直に言った、というような意見が出てくるが、この2人は年が違っていた。14歳になったらまず、その責任が問われる年齢になるということを知ってもらおう。その責任が問われる14歳になる前の段階で、もうこれから、責任が問われる年代になるという自覚、自分で正しく判断して、行動する自律の心を持って欲しいことを訴えている。SNSの書き込みなど、こんなときどうするか、責任を問われる年齢を迎えようとしている自分ならどうするかということを考えてもらう機会として、各中学校を回っている。
田中委員	・反応はいいか。

義務教育課	・いい反応が返ってきている。教員、教育委員会の職員の立場と、それから、法律や実際に詳しい警察の立場という 2 人のペアで、事業を行っている。警察の立場の方はいつも、制服で解説しているので、制服を着て駄目ですという、全然違う。
人身安全・少年課	・真剣に聞いてくれるし、自分の意見も言ってくれて、やりがいがある。
渡邊委員	・委員からも出たが、SNS が最近非常に問題になっている。最近小学生の子どももスマホを持っている率がものすごく高く、そのトラブルが随分多いと聞いた。学校現場でも色々な問題が起こっていく中で、資料 5-②を見ると、暴力行為、いじめの認知件数が伸びている。私が教員になった 40 年ぐらい前は非常に学校が荒れていた時代で、校内暴力や、校舎内で喫煙をする生徒がいて、それを追いかけた経験があるが、退職するころになると、粗暴な生徒は非常に減り、SNS を使用して裏で何をしているかわからないような子どもたちが、増えたような気がする。この 1 のところで、暴力行為の発生件数が、小学生の割合でこの 5 年間ぐらい、倍以上になっているのを見ると、昔と比べて、こういった傾向の暴力が増えているということがあれば教えてほしい。
義務教育課	・小学校の暴力行為の発生件数が数字的には増えている。高校は、横ばいである。中学校においても、いろいろ心配な状況があるといいながらも、抑えられているというような状況だ。
岡委員	・こころの専門家として香川県臨床心理士会を活用していただきたいと思うので紹介したい。会員が 240 余名ほどで平成 2 年から 35 年目の活動になる。教育、司法、医療、福祉、被害者支援、産業等様々な方面で、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢に関わっている。皆様がよくご存じのスクールカウンセラーは、児童・生徒はもちろん、保護者の相談、先生方のコンサルテーションなど学校でうまく活用してくださればと思っている。人間の成長には、どこで育つか、家庭や施設にかかわらず、とにかく安全で安心感があることが大事。愛着関係は、安心感のある人との関係で形成される。私たち大人がそれぞれの持ち場で培っていけるかを今後も考えていく課題だと思っている。障害があってもなくても、人とのやりとりをしながら、社会に役立つ、自分が生きていて良かったと思える人間、生きる力を得ることができる。教師や専門家に委ねるばかりではなく、自分たちもまた地域の一員として、「よく頑張ってるね」とか「よく話してくれたね」というような声かけなどをやっていく必要があると日々思っている。
小方会長	・まだまだご意見はあると思うが、事務局から次の「その他」について説明を聞きたい。
子ども政策課	・こども基本法及びこども大綱に基づく都道府県こども計画の策定について（資料 6 に基づいて説明）
小方会長	・それぞれの立場から簡潔にご意見を賜りたい。
仁木委員	・4 ページの②の真ん中辺り、校則の見直しについてで、小学生が、最初は楽しく通学していたが、いわゆる小一プロブレムというか、徐々に学校に行かなくなった子がいて、授業中にトイレに行ってはいけない、制服がある、宿題ですと漢字で同じものを書か

	ないといけない、体育座りをしないといけない等、押し付けられるような指導もあり、体質的に合わないなど、違和感を感じる子が年々増加するのも不登校に関係していると思う。週 3～4 だけ学校に行くなど、選択的に登校したり、教科を選びこの授業だけ行こう、体育は行こう、行事はちょっと楽しそうだから行こう、逆に行事は行かないなど、全体的に細かいところまで子どもたちの声を聞きながら、目指していくところはあると感じている。 あと、自分自身の経験から 0 歳から 3 歳まではすごく大変で、特に大変なのが 0 歳から 1 歳までの新生児。景気が悪くなると虐待が増えるのは、数字を見ても明らかで、母親自身も、社会から経済的な虐待を受け、それが子どもへしわ寄せとなっている。買い物、掃除、仕事が終わってから子どもの育児寝かしつけ、声かけ、一緒に遊びにつき合い、その合間に家事もしないといけないため本当に手一杯である。核家族も多く、実家も頼れないこともあり、その中で、お金があると、子どもも気軽に託児所に預けられる、買い物も気にせず行ける、今日はちょっと疲れたから外食もできるが、経済的に余裕がなくなると心の余裕がなくなる。経済的な支援、相談支援は結構多いが、そのあたりを支援する必要がある。
相本委員	・今回、子どもの権利条約から子どもの意見表明権の支援、あと意見反映の部分が柱で、今までと一番違うところと感じているが、自分の意見が大人に聞かれる機会は、ほとんど経験しないまま大きくなったので、自分も講演等で意見表明権について話すこともあるが、経験していないことは正直ある。 子ども社会、子ども若者社会参画意見反映いうところで、大きく段取っていただいているが、実際それをやっていく学校の先生や行政等がどれぐらいこういうものだと、腹を割って話をしていくには時間がかかると思う。 そのうえで、意見としては、身近で子どもに関わることができ、子どもが意見を表明する機会もしくは聞かれる機会となると、最初は学校ではないか。 学校というと、先生の指示を聞いて、きちんと体育座りをし、まっすぐ行進するといったイメージがどうしてもあるが、そこから変えていかないと。自分の意見を聞いてもらって、聞かれた意見は年齢相応に取り入れて、取り入れられなかったとしても、レスポンスがもらえるというところまでが意見表明権だと思う。きちんとレスポンスがもらえるというところまでを子どもが体験していくと、そういう子どもたちが大きくなって、またどんどん社会が変わってくると思うので、ぜひ学校での実践をどのような形でやっていくかを検討してほしい。
仁木委員	・不登校、引きこもり、ニートの方にも共通する課題で、自己肯定感が低く自信がない、コミュニケーションが取れないというところで結婚することが難しく、コミュニケーション不足、自分の意見を自分らしく表現することができず他者ともうまくいかないところがある。子どもの段階から自分自身は大切だという感覚と、コミュニケーション、傾聴など自分の意見をさわやかに自己主張するためのアサーションというスキルを、小中高で学んでおく。サポートセンターでは傾聴やアサーションを行っており、大人になってから身につけてもいいが、子供のころから身につけておくにこしたことはない。コミュニケーションを意識した授業もあってもいいと思う。21 世紀に求められるスキルが、対話する力。SNS とか AI の話もあるが、プログラミングも、もうチャット GPT で、デザインもいい感じの画像が 15 分でできてしまう時代の中で、やはりその時代にあった教育に変化していくので、そこら辺も考えていかない。

小方会長	・貴重なご意見だった。 ・学校が大事だというよりも、皆さんの話は、子どもの時代からの教育が大事という話。今、学校も働き方改革で、学校で何でもやるのは結構大変。地域の方と子どもの教育に関わる機会と捉え、計画を書いていただき、地域全体で頑張ろうという機運醸成が図られるといい。 もう1点、こども基本法の概要のところに、「将来にわたって幸福な生活を送る」記事があり、先ほどのひきこもりの話だと、就職するだけでは、結婚してというところだが、子どもの権利が新しいことでいいとも思うが、最低限の人権保障にしか見えず、幸福な生活を送るということであれば、その先も見据えた問題への支援が大事。先を見据えた個々の生きている方々が幸福に向かえるところを、踏み込んで書いていただけないと、何か問題への対処のところで終わってしまう。 「最低限の基本的人権を保障しましょう」ということを、書いてあるだけと悪く言えば、読めてしまうところがあるので、もう少し前向きな計画を立てていただけると、支援の輪が広がって良くなると思う。 では、事務局の方にお返しする。
子ども政策課	・本日、委員の皆様からいただいたご意見は、大変勉強になった。 ・青少年問題協議会は、今年度をもって終了となるが、これまでのご支援、ご協力に感謝する。
事務局	・次期計画については、小方会長が最後にまとめてくださった「前向きな計画」というところも含め、ぜひいいものにしたい。 ・以上で青少年問題協議会を閉会する。